



### Narita 監督署通信

令和5年8月17日発行成田労働基準監督署

# くらし、はたらき、ともにススメ!

## (1)時間外労働の上限規制 いよいよ最終段階へ

2024年4月から建設業、トラック・バス・タクシー・ハイヤーのドライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります。長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、働く人、一人ひとりがより良い将来の展望が持てることを目指しています。そのためには、すべての人が当事者意識をもって改革を後押しすることがとても大切です。

働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたススメ」では、俳優の小芝風花さんもご協力を呼び掛けていますので、ぜひご覧ください。

上限規制特設サイト



### なぜトラックドライバーや建設業では残業が多いの?

長時間労働となってしまう背景には、次のような事情があると言われています。 例えば、

### 建設業については

工事の発注者との関係から、できるだけ短い期間で工事を完了させるよう求められることもあること。

### トラックドライバーについては

- 荷物を送る方や受け取る方との関係から、速やかに荷物を配達することを求められること。
- 荷物の配達の際に、すぐに受け取ってもらえずに、何度も同じところに配達に行かざるを得なくなること。
- 荷積みや荷下ろしのために長時間待機させられるケースがあること。

などが長時間労働に結びつく要因と考えられています。

これらの事情は、なかなか個々の事業者の努力だけでは解決することができません。

# (2)スローガンは「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」 - 全 国 労 働 衛 生 週 間 -

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。この機会に日常での労働衛生活動の総点検を行うなど、健康職場の実現に向けた積極的な取り組みをお願いします。

また、毎年9月は「職場の健康診断実施強化月間」となっていますので、労働安全衛生法等に基づく健康診断や事後措置の実施等の状況をご確認いただくようお願いします。

### 全国労働衛生週間



事業者の皆さまへ

# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です - 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください -

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

# (3)繰り返される従来型の死亡災害と減少に転じない死傷災害

成田労働基準監督署管内の令和 5 年の労働災害は、7 月末現在で死亡災害は3件、休業4日以上の死傷災害は 285件(新型コロナ関連除く)で、昨年の同期(死亡4 件、死傷 265 件)と比較し、死傷災害は 20 件増加して います。事故の型別では、動作の反動・無理な動作(腰 痛を含む)65件と転倒63件で約半数を占めています。

今年 5 月には、車両系建設機械の転倒と斜面からの墜落 と考えられる死亡災害が発生していますが、前者は、クレ ーン機能を有する車両系建設機械 (ドラグ・ショベル)を 使用し荷をつり上げる際、安全装置を有効に機能させるた めのモード切り替え操作を行っていなかった、後者は、高 さ2メートル以上の高所作業において、足場を設けるなど の墜落防止対策を行っていなかったという状況が認めら れました。

全国的に見ても、死傷災害の増加傾向に歯止めがかから ず、特に、転倒や腰痛といった作業行動に起因する労働災 害や墜落・転落による死亡など、重篤な災害が依然として 後を絶たない状況が問題視されています。

労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を 築くためには、14次防の施策を着実に推進する必要があ りますが、定期的な経営トップによる呼び掛けや職場の総 点検を実施するなど、様々なアプローチ法をご検討いただ き、取り組みを進めていたただくようお願いし ます。

# (4)引き続き、熱中症に警戒を!

8月は「STOP熱中症!クールワークキャ ンペーン」の重点取組期間です。千葉県内では 7月に製造業で熱中症による死亡災害が発生し ています。暑さ指数(WBGT値)に応じた衛 生3管理を徹底し、体調不良の者に少しでも異 常を認めたときは、躊躇することなく救急車を 要請しましょつ。



STOP!熱中症

### (5)職場の労働衛生基準について

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及 び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公 布され、照明の基準のほか、事務所・作業場等に おける清潔、休養など、一般的な労働衛生基準が 見直されていますので、ご留意ください。

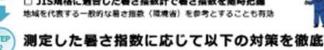


令和5年 業種別労働災害発生状況

					y		労働基準	中田田田
	区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年	令和5年	対同期	增減率
業	種	1~12月	1~12月	1~12月	7月末現在	7月末現在	增減	(%)
	食料品製造業	42	54	60	27	31	4	15%
	議維·議維製品製造業	1	1					
	木材·家具製品製造業		3	1				
	紙等製造·印刷製本業		2	4	2		-2	-100M
割	化学工業	14	9	8 (1)	4 (1)	3	-1	-25 M
-200	窯業・土石製品製造業	1	4	10	7	1 (1)	-6	-86 <b>%</b>
造	鉄鋼·非鉄金属製品製造業	3	2					
), <u>a</u>	金属製品製造業	16	9	8	4:	8	4	100%
ж	一般機械器具製造業	3	5	1		1	1	
業	<b>电気機械器具製造業</b>	3		4	1	1		
	輸送用機械器具製造業			2	2	2		
	電気・ガス・水道業	1		2	1		-1	-100X
	その他の製造業	13	6	6	3	6	3	100%
	小 <b>計</b>	97	95	106 (1)	51 (1)	53 (1)	2	48
	鉱 業	1		3	1		-1	-100M
76	土木工事業	17	22 (1)	15 (1)	7 (2)	12 (2)	5	71%
建	建築工事業	32	22	20 (1)	7	7		
設	【木造建築工事業 】	9	3	2		1	1	
業	その他の建設業	7	16	11	6 (1)	5	-1	-17 M
ofe.	y, it	56	60 (1)	46 (2)	20 (3)	24 (2)	4	20%
	運輸交通業	77	65 (1)	103	51	58	7	148
運	【航空業 】	12	8	24	11	17	6	55 M
輸	【道路貨物運送業】	51	54 (1)	73	37	38	1	38
業	陸上貨物取扱業	45	44	57	22	33	11	50%
DIE.	小 計	122	109 (1)	160	73	91	18	25 M
+	*業·漁業·農業·畜産業	17	11	18 (1)	5	8	3	60M
- 70	小売業	51	55	77	27	23	-4	-15 M
7	ビルメンテナンス業	11	8	11	2	7	5	250%
0	旅館業・ホテル業	3	4	4	2	6	4	200%
他の	ゴルフ場の事業	15	23	29	15	8	-7	-47 M
事業	社会福祉施設	43	49	135	52	21	-31	-60M
	上記以外の事業	141	152	449	149	95	-54	-36 M
	小 計	264	291	705	247	160	-87	-35 N
	合 計	557	566 (2)	1.038 (4)	397: (4)	336: (3)	-61	-15%

- 労働者死傷病報告からの統計で、【】内は内数である
- 2. ( )内は死亡災害で内敷である。 3. 対象年の統計は、年度末(3月末)で確定する。
- 新型コロナ関連の内数は、令和2年が10人、令和3年が60人、令和4年が445人である。 5. 令和4年7月末の新型コロナ関連の内数は132人、令和5年7月末の新型コロナ関連の内数は51人である

### キャンペーン期間(5月~9月)にすべきこと



	暑き指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施		
0	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	服装	準備期間に検討した服装を着用		
	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止		
	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意		
	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取		
	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減		
	健康診断結果に 基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経 関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢		
0	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症 の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認		
	作業中の労働者の 健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの 健康状態を留意するよう指導		
	異常時の措置	少しでも本人や関りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ 病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 ※全身を漕らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない		

### 重点取組期間(7月・8月)にすべきこと

- □ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- □ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- □ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- □ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡视頻度を増加
- □ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施 □ 休閑不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請 😇 🛈 🕡

